

令和7年度 第2回水道等評価委員会 議事録

日時	令和8年2月27日(金) 13:30~15:20
場所	琴浦町役場 分庁舎3階 中会議室
出席者	委員 計7名 事務局 計5名

日 程

(1) 開会

(2) 委員長あいさつ

(3) 報告

第1回評価委員会質疑への回答(資料議題1)

(4) 水道事業等評価

- ① 水道ビジョンの改定(資料議題2)
- ② 建設事業の評価(資料議題3)
- ③ 経営の評価(資料議題4)
- ④ 今後のスケジュール

【評価委員会内容】

1. 委員会の開会と運営上の改善報告

今後の議事録については、迅速な情報提供と読みやすさを優先し、発言を逐一記録するのではなく、審議内容や質疑応答の要点を整理した要約形式で作成することが承認されました。

2. 水道利用の状況と基本水量の根拠

前回の委員会で提示された「どのような利用者が多いのか」という質疑に対し、2025年9月検針分のデータに基づく回答が行われました。

- **契約状況と口径：** 総給水件数は **6,763 件** であり、その大多数が「家庭一般用」です。給水管の口径も一般家庭用の主流である 13mm が最も多く、用途区分別割合と口径別割合が一致していることが示されました。
- **使用水量の分布：** 利用者の約 6 割が月に 20m³ 以下の使用量にとどまっており、最も多い層（最頻値）は **15m³** です。また、基本水量である 8m³ 以下の利用者は 33.6% で、全体の 1/3 以上を占めています。

○委員からの質問、意見等

Q) 現在の 1 カ月あたりの基本水量が 8m³ となっているが、算定基準は？

A) 基本水量 (8m³) は、少なくとも旧東伯町、旧赤碕町の昭和 62 年時点から据え置かれています。明確な設定根拠の記録は残っていませんが、当時の一般的な単身世帯の平均的な使用量を基準としたものと推測されます。

3. 水道ビジョンの改定

令和元年度（公開は令和 2 年）に策定された「水道ビジョン」の改定が必要となった理由が説明されました。

- **5 年ごとの見直し：** ビジョンには情勢変化や目標達成度を再評価するため、5 年ごとの見直しが規定されています。
- **急激な情勢変化：** 人口減少による収益悪化、施設の老朽化、耐震化の必要性に加え、近年の急激な**物価高騰**が財政を圧迫しています。
- **旧簡易水道地区の統合：** 令和 6 年度に町内の 9 つの小規模な水道地区（専用水道、飲料水供給施設など）を町管理の簡易水道とし、令和 7 年度に町の上水道へ統合しました。これらの地区は地下水を水源としており、水質自体は良好です。

○委員からの質問、意見等

Q) 一部の地区では配水池がいくつもあるのは何故か？

A) 当該地区は山間部で高低差が激しいため、適切な水圧を維持するために配水池を多く設けています。

4. 建設事業の評価

町が保有する膨大な水道資産の現状と、将来の更新費用をいかに抑制するかについて説明されました。

資産価値：上水道と簡易水道を合わせた全施設の建設投資額は、現在の物価水準で補正すると約 121 億円に上ります。

- **老朽化の現状：**電気・機械設備は耐用年数が 8～20 年と短く、老朽化が進行しています。一方、土木施設については、昭和後期から平成中期にかけて大量に整備したことに伴い、令和 30 年頃から更新時期が一斉に訪れます。
管路については、昭和後期から平成初期、平成中期から平成後期にかけて大量に整備したことにより、令和 10 年頃と令和 30 年頃に更新時期が訪れると予測されています。
- 「**使えるものは長く使う**」方針：財政負担を平準化するため、法定耐用年数を経過した資産でもただちに使用できなくなるわけではないことを考慮し、法定耐用年数に縛られず、管路（法定耐用年数 40 年）については、更新時期を **60 年～80 年**へと大幅に延長し、他の区分の資産についても、同様に法定耐用年数よりも更新年数を長く見直す計画が示されました。
- **技術的対策：**更新時には、地震に強く、初回更新から 80 年程度の使用を見込める「耐震性ポリエチレン管（青色の管）」を積極的に採用します。
- **コスト削減効果：**この更新期間の見直しにより、法定耐用年数通りに更新した場合に必要な年間平均約 3.7 億円の費用を、**約 2.2 億円**にまで圧縮できる見込みです。
- **水道ビジョンの改定に伴う施設整備等の見直し：**旧簡易水道地域の整備を行うとともに、以前の水道ビジョンで示されていた一部施設（森藤地区水源地、上中村配水池）の開発、更新を保留します。
- **スマートメーターの試験導入：**検針業務の効率化と人的不足への対応策として、令和 8 年度よりスマートメーターの試験導入が検討されています。

○委員からの質問、意見等

Q) 法定耐用年数を延長して（長寿命化して）評価しているが、その根拠は何か。

A) 他自治体の実績、メーカーの公表数値などを総合的に判断しています。また、実際に現場を掘削した際に見える古い管の状態なども参考にしています。

Q) 「初回更新」と「2回目更新」で年数が異なるのはなぜか。

A) 次回の更新時には、現在よりも耐久性が高く地震にも強い「耐震性ポリエチレン管」などへの更新を前提としているためです。これにより、2回目以降はさらに長い耐用年数（80年程度）を見込むことができます

Q) 同じような年数の施設がある中で、どの工事から始めるのか、その基準は何か。

A) 以下の3点を優先基準としています。

1. 緊急性の高い場所：水不足が発生しやすい地区や、水源の連携が必要な場所。
2. 漏水頻発地域：住民への影響が大きく、突発的な修理コストがかさむ場所。
3. 主要な管路：町のメインとなる重要な管路の耐震化。

Q) スマートメーターとは具体的にどのようなものか？

A) 山間部や積雪の多い地域では、検針員が各家庭のメーターを確認する負担が極めて大きく、なり手も不足しています。スマートメーターを導入すれば、半径300m以内の電波を収集することで、車両等からの遠隔検針が可能になります。課題としては、全町導入には膨大なコストがかかるため、まずは山間部など条件の厳しい地域（例：各家や事業所の距離が離れている、積雪が多い等）を優先して試験的に導入し、その効果と費用対効果を検証する方針です。

5. 経営の評価

経営面では、現在の料金体系を維持した場合の将来予測が提示されました。

- **収益の減少**：人口減少により、水道料金収入（給水収益）は令和45年度までに平成30年度比で、45年間で**25%減少**すると予測されています。
- **純利益の赤字転落**：維持管理費などの上昇により、**令和8年度には純利益が赤字に転落**する見通しです。
- **補填財源の枯渇**：これまで黒字分を蓄えてきた補填財源についても、**令和27年度には資金残高がマイナスになる**というシミュレーション結果が示されました。

○委員からの質問、意見等

Q) 収益的収支で純利益があっても、資本的収支が大きく赤字となっていれば、結局は水道事業全体で見れば赤字ではないか？

A) 公営企業会計では、収益的収支（3条予算。人件費や維持管理費などに係る予算）と資本的収支（4条予算。主に工事に係る予算）と別々に管理することになっています。原則、資本的収支は赤字となるが、収益的支出の中の現金の支出を伴わない支出（減価

償却費等)や過去の純利益の積立金等で補填することとなっています。しかし、現状の給水収益では、補填財源が令和27年よりマイナスになる試算となっています。

Q) 経営を維持するために具体的にいくら不足しており、どの程度の利益を上積みすれば持続可能なのか、明確な金額を示すべきでは？

A) 今は琴浦町水道事業の現状を説明させていただいている段階です。予定では、次々の評価委員会から具体的な水道料金体系について検討することとしています。

Q) 返済額の多くが後日交付税措置される「過疎債」をもっと活用して、自己資金の持ち出しを抑えられないのか？

A) 上水道エリアでは原則使用できないなどの制約はありますが、統合された旧簡易水道地区の整備などでは最大限活用し、自己資金の持ち出しを抑える努力をしています。過疎債も借金であることには変わりはなく、借りすぎると将来の公債費(返済額)が膨らみ、さらなる経営圧迫を招く恐れがあるため、自己資金とのバランス(現在は約7割を借入、3割を自己資金)を考慮しながら管理しています。

6. 今後の予定

次回の第3回評価委員会は4月24日(金)13時30分から琴浦町役場分庁舎(赤碕)で開催され、「水道料金等の評価」、「料金改定の背景/考え方」をテーマとして行われる予定です。